



📌 新型コロナウイルス経済対策

新型コロナウイルス緊急事態宣言またはまん延防止重点措置の影響で
売上が減少している事業者様へ！

「給付金の申請！」お忘れではありませんか？

◎給付対象

- ① 緊急事態措置またはまん延防止重点措置に伴う
飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
- ② 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月の内、
対象措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の
同じ月と比べて減少していること

→ ①と②を満たせば、業種／地域を問わず給付対象となり得ます！

注)減少幅により制度が異なり、また減少幅により給付対象とならない場合があります。

1. 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて

50%以上減少している事業者

→ 国の「**月次支援金**」の対象事業者

◎申請期間 8月分：2021年10月31日まで

9月分：2021年11月30日まで

2. 月間売上が2019年または2020年の同じ月に比べて

30%以上50%未満減少している事業者

→ 県の「**売上減少事業者支援金**」の対象事業者

◎申請期間 8月分、9月分の申請期間は、

令和3年9月30日現在で公表されていません。

- ◎ 詳しくは、HPで「**岐阜県売上減少事業者支援金**」と検索いただくか、
商工会へお問い合わせください！

事業継続力強化支援

～ 小規模事業者の“事業継続力強化計画（事業者BCP）”～

浸水・台風（緊急事態発生！） 備えはありますか？

★ ヒト：従業員が出社できない

★ モノ：商品が流された
設備が壊れた

★ 情報：パソコンが水没して
データが消えた

★ カネ：仕入資金が足りない



事業継続計画のポイント

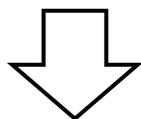
- 被害を予防する
 - ・被害や損害を最小限にする
 - 事前対策／計画
- 事業を早期に復旧する
 - ・可能な限り早期に再開
 - ・業務復旧の目標期間を設定

計画の有無によって

- 😊 策定・運用している場合
 - ・事業の早期復旧、継続
 - ・経営の安定、向上
- 😞 策定・運用していない場合
 - ・事業の縮小、廃業
 - ・経営の悪化、顧客の流出

→ 何から手を付けて良いかわからない！

→ 事業継続計画(事業者BCP)を策定したい！



「事業継続力強化計画(事業者BCP)セミナー」開催します！

※詳しくは、別紙「事業継続力強化計画セミナー」開催チラシをご覧ください。

参加のお申し込みは、チラシの申込書にてお願いします。

経営支援

事業者のみなさまのそれぞれの経営課題に応じて、専門家が直接事業所にお伺いします！

専門家の立場から、より具体的かつ実践的なアドバイスを受けることで、経営課題の解決を図ることができます。

令和3年度 経営・技術強化支援事業

エキスパート・バンク事業

秘密厳守 **相談料無料** 初回のみ

経営・生産・技術・販売促進等の課題を抱えている小規模事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つ**エキスパート（専門家）**を事業所へ派遣し、具体的・実践的な指導を実施しています。

ご説明・ご提案させていただきます。まずは一度、お気軽にご相談下さい

販売促進 に関する支援	IT活用 に関する支援	企業法務 に関する支援	労務管理 に関する支援	事業承継・再生 に関する支援
ものづくり生産管理 に関する支援	海外展開 に関する支援	社員教育等 に関する支援	事業計画策定 に関する支援 (BCP)	創業 に関する支援

など...

この制度のほかにも、各種経営課題に対応した専門家派遣制度がございますのでご相談ください！

📌 新型コロナウイルス感染症経済対策

○ 「緊急事態宣言」発出による休業・時短協力金申請について

1. 岐阜県の要請概要

- ◇ 要請期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月30日(木)【35日間】
- ◇ 対象区域 県内全市町村
- ◇ 対象業種 飲食店(居酒屋含む)、喫茶店等 (宅配、テイクアウトサービスを除く。)
- ◇ 要請内容 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等は休業。
上記以外の飲食店等は、営業時間を午前5時から午後8時までの間に短縮。
※酒類及びカラオケ設備の提供を行わないことにする飲食店等を含む。

2. 申請手続き 令和3年9月30日現在で公表されていません。

○ 酒類販売事業者業への月次支援金の上乗せ支援

飲食店への酒類提供停止の要請に伴い、影響を受ける酒類販売事業者に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給。

対象月は、8月・9月。

*支給金額

売上減少率 50%以上	20万円/月 (法人)	10万円/月 (個人事業者)
売上減少率 70%以上	40万円/月 (法人)	20万円/月 (個人事業者)
売上減少率 90%以上	60万円/月 (法人)	30万円/月 (個人事業者)

→ 詳細については、今後岐阜県より公表されますので、逐次商工会へお問い合わせください。

「商工会／新会員加入紹介運動！」を実施しています。

お取引先やお知り合いで、まだ商工会に入会されていない事業者様がございましたら、ご紹介ください。

別紙、「加入紹介運動」チラシをご覧ください！

「全国貨物純流通調査への協力ご依頼について」

国土交通省では、全国65,000社を無作為に抽出し、「令和2年度1年間の入荷貨物及び令和3年10月19日から21日までの出荷貨物の流動状況」についての調査を実施されます。

調査対象事業所となられた事業者様は、本調査にご協力ください。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>